

障害者自立支援基盤整備事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、障害者自立支援基盤整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、神奈川県障害者自立支援対策臨時特例交付金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、県とする。

第4 補助事業の内容等

1 補助事業の内容

- (1) 相談支援事業所等の増改築工事（改修工事は賃貸物件のみ対象）
- (2) ケアホーム等の改修工事（賃貸物件）
- (3) その他障害福祉サービスの基盤整備に資する増改築工事
- (4) N I C U の退院児童受入のための人工呼吸器等の整備

2 補助対象経費

「交付要綱」別表5で定める改修工事等を対象とし、施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。

なお、工事事務費は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。

3 補助事業者

- (1) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等
- (2) 指定都市、中核市内の事業所にあっては当該市

4 補助基準額

「交付要綱」別表5に定める補助基準額を限度とする。

第5 補助の要件等

(1) 補助の要件

次のいずれかに該当する事業所等を対象とする。

- ア 相談支援事業所等の増改築工事（改修工事は賃貸物件のみ対象）
- (ア) 地域生活支援事業実施要綱（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく相談支援事業及び基幹相談支援センター事業を市町村から委託を受け実

施若しくは実施しようとする事業者（以下「受託事業者」という。）

- (イ) 相談支援事業及び基幹相談支援センター事業を実施する市町村
- (ウ) 指定特定相談支援事業者（市町村が指定）
- (エ) 指定一般相談支援事業者（県・指定都市・中核市が指定）
- (オ) 障害児相談支援事業者（市町村が指定（ただし指定特定相談支援事業の指定も併せて受けていることが必要）

イ ケアホーム等の改修工事（賃貸物件）

障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づき、知事から指定を受けた指定共同生活援助事業所及び指定共同生活介護事業所

ウ その他障害福祉サービスの基盤整備に資する増改築工事

新体系に移行した事業所等であって、利用者サービス向上のための改修工事等を実施する者で市町村の推薦がある事業所等。

エ N I C Uの退院児童受入のための人工呼吸器等の整備

医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、障害児通所支援事業所。

(2) 補助金の額

補助金の額は、「補助要綱」別表5で定める補助基準額の範囲内で、実際の支払に要した額とする。

(3) 指定都市及び中核市内にある事業所の補助要件等

指定都市及び中核市内にある事業所に係る補助要件については、第5(1)及び(2)の要件等に準拠するものとする。

第6 提出書類

1 本事業による補助を受けようとする事業者は、交付要綱第4条第2項に定めるものほか、次の事業ごとに掲げる書類を提出するものとする（ただし、指定都市及び中核市が県に提出する場合は除く）。

(1) 相談支援事業所等の増改築工事（改修工事は賃貸物件のみ対象）

ア 事業計画書（別紙1）

イ その他関係書類

(ア) 受託事業者に係る補助申請にあたっては、交付要綱第4条第2項に定める申請書類に、次に掲げる書類を添付するものとする。

市町村長の意見書（別紙2）

(2) ケアホーム等の改修工事（賃貸物件）

ア 事業計画書（別紙3）

(3) その他障害福祉サービスの基盤整備に資する増改築工事

ア 事業計画書（別紙1）

イ 所在地の市町村長からの意見書（別紙4）

(4) N I C Uの退院児童受入のための人工呼吸器等の整備

ア 事業計画書（別紙5）

- 2 本事業に係る実績報告を行おうとする事業者は、交付要綱第8条に定めるものほか、次に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 工事請負契約書（またはこれに代わるもの）の写し
 - (2) 工事完成届（またはこれに代わるもの）の写し
 - (3) 整備箇所の平面図（施工前及び施工後）
 - (4) 工事箇所の写真（施工前及び施工後）

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年度限りでその効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年度限りでその効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年度限りでその効力を失う。